

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」工程及び進捗管理表

(平成30年7月12日時点)

資料3

項目番号	項目名	施策内容	担当府省庁	現在までの取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1	若年者への消費者教育に関する関係省庁間の連携の推進	「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の推進	消費者庁 文部科学省 法務省 金融庁	実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(4省庁関係局長連絡会議決定)を2018年2月20日に決定。	実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(4省庁関係局長連絡会議決定)に基づき、関係省庁が緊密に連携して各種取組(下掲2ないし10など)を推進【2018年度から2020年度までが集中強化期間】			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
					毎年度進捗状況をフォローアップし、必要な施策を検討			
2		学習指導要領の徹底	文部科学省	学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進するほか、法教育、金融経済教育等も充実。	学習指導要領の周知・徹底			
3	高等学校等における消費者教育の推進	消費者教育教材の開発、手法の高度化	消費者庁 文部科学省 法務省 金融庁	消費者庁で平成28年度に高校生向け教材を作成。平成29年度は、徳島県の全高校(56校、6900人)で教材を活用した授業を実施し、活用事例集を作成・公表。平成30年度以降の実施に向け、地方公共団体への働き掛けを行っている(平成30年度内実施が決定:茨城県、静岡県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県)。【消費者庁】全国の教育委員会関係者や校長等が集まる会議等において、「社会への扉」を周知し、活用の検討を依頼。【文部科学省】現在作成中の高校生向け法教育教材において、「司法と契約」の項目を設け、消費者保護にも触れるなど、消費者教育の観点をも踏まえ、作業を進めている(平成30年度中に完成予定)。【法務省】	実践的な能力を身に付ける教材「社会への扉」を活用した授業の実施の推進等 (目標:2020年度には全ての都道府県で全高校で実施)			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
4		実務経験者の学校教育現場での活用	消費者庁 文部科学省 金融庁	「学校における消費者教育の充実について」(平成28年4月28日消費者教育推進会議提案)等を踏まえ、消費者教育の推進に関する基本方針の変更において、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援を行うことを記載。「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ(平成30年6月)において、消費者教育コーディネーターの役割等が提示された。【消費者庁】	消費者教育コーディネーターの育成・配置等による実務経験者の学校教育現場での活用の推進 (目標:2020年度には全ての都道府県で消費者教育コーディネーターを配置)			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
5		教員の養成・研修	消費者庁 文部科学省	若年者の消費者教育分科会において、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行い(平成30年6月取りまとめ)、消費者教育推進会議での報告・意見聴取を踏まえ、今後の取組方針を決定(アクションプログラム別紙)。【消費者庁】	若年者の消費者教育分科会において取りまとめ	消費者教育推進会議における審議を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」別紙に基づき取組を推進		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
6		大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う	消費者庁 文部科学省	大学、専門学校等と地域の消費生活センターとの連携を支援し、被害事例に関する情報共有を実施。	学生に対するガイダンス等での指導・啓発を推進 (目標:2020年度には全ての大学で指導・啓発を実施)			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
7	大学等における消費者教育の推進	大学、専門学校等と地域の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する	消費者庁	大学、専門学校等と地域の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施。	大学、専門学校等と地域の消費生活センターとの連携のための体制整備に関する支援の方策を検討、実施し、出前講座等の推進を図る			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
8		大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及	金融庁	大学において、金融関係団体と連携し、金融リテラシーに関する講義を実施。	金融関係団体(金融広報中央委員会等)と連携して、安定的な資産形成等に資する金融教育のための教材の作成など、必要な施策を推進。			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
9	消費者教育の推進に係るその他の取組	消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置	消費者庁	「消費者教育推進計画」は47都道府県、18政令市で策定済。 「消費者教育推進地域協議会」は46都道府県、18政令市で設置済。	消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置 (目標:全ての都道府県・政令指定都市で策定・設置)			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
10		大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し	文部科学省	平成22年度作成の「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」について、文部科学省の消費者教育推進委員会において、同指針を見直し、改訂した。(平成30年7月公表)	消費者教育推進委員会において見直し、改訂	大学等及び教育委員会へ周知		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。